

第8期兵庫県地球温暖化防止活動推進員として活動してみませんか!?

兵庫県では、地域での地球温暖化対策を推進するためのボランティア活動をしていただく「兵庫県地球温暖化防止活動推進員」を募集します。推進員は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、兵庫県知事が委嘱します。

熱意と識見を有し、実践的なグループ活動によって普及啓発に取り組んでいただける方のご応募をお待ちしています。

● 応募要件:

- (1) 地球温暖化防止活動の推進に熱意、識見を有すること
- (2) 温室効果ガス排出抑制及び温暖化への適応策等のために県、市町が行う施策に必要な協力ができること
- (3) 兵庫県地球温暖化防止活動推進センターと連携した活動ができること
- (4) 実践的なグループ活動ができること
- (5) 兵庫県内に居住または在勤・在学していること
- (6) 国、地方公共団体の議員または常勤の公務員でないこと
- (7) 原則として平成30年4月1日現在18歳以上であること(高校生を除く)



● 任期: 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

● 定員: 300名程度

● 委嘱: 地球温暖化対策推進法第37条に基づく兵庫県知事の委嘱状をお渡しします。

● 支援: 計画的な推進員のグループ活動に対し、活動費を支援します。

(H30: 上限6,000円を予定)

● 保険: 活動中の事故に備え、県が掛金を負担し、ボランティア保険に加入します。

● 応募: 所定の用紙に必要事項を記入のうえ、県温暖化対策課に郵送、ファックス、メールのいずれかにより申し込んでください。

● 応募期間: 平成30年2月1日(木)から2月28日(水)まで [2月28日当日消印有効]

● 選考: 応募者の中から、活動地域やこれまでの活動内容等を考慮して委嘱者を選考し、3月下旬頃に結果を通知します。

● その他: ご提出いただいた書類は、一切返却しません。

【参考: 地球温暖化防止活動推進員の活動】 (地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第37条抜粋)

- ・地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- ・住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。
- ・地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- ・温室効果ガスの排出の抑制等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。

応募・問い合わせ先

兵庫県 農政環境部 環境管理局 温暖化対策課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-3284 FAX 078-382-1580

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk24/suisinin.html>

(「兵庫県地球温暖化防止活動推進員」で検索)